

奨学金制度の充実を求める意見書

日本国憲法は、すべての国民に「その能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第4条は国及び地方公共団体に「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

しかし、国立大学であっても授業料及び入学料の標準額が高額の上、国による給付型の奨学金がなく貸与型のみとなっているのが現状である。

そのため、近年は全国の大学生のおよそ半数が貸与型の奨学金制度を利用し、かつ、その大部分が有利子の奨学金を借りている現状であるが、平成24年度末における延滞者数は約33万人、返還期日が到来した未返還額は約925億円に上っている。

これは、就職難や低賃金等、厳しい雇用環境のもと、奨学金の貸与を受けた大学生たちにとって、その返還が卒業後の生活に大きな負担となっているためであり、国による奨学金制度の充実が求められている。

よって、本市議会は、国に対し、新たな給付型奨学金制度を創設するなど、意欲と能力のある若者等が経済的な理由で修学を断念することなく安心して学べるよう、奨学金制度の充実を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

静岡県牧之原市議会

宛先 衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・文部科学大臣